



第22号誌

2025年 [制作・発行]

- 行田市在宅医療・介護連携推進協議会
- 行田市高齢者福祉課地域包括ケア担当

TEL.048-556-1111
(内線 338・278)

回 覧

行田人(ぎょうだびと)は、行田市の「医療と介護の連携」を推進・紹介し、市民のみなさんの生活をサポートする広報誌です。

「通所介護」「ショートステイ」「通いの場」とは どんどころ? 違いは何?

知っておきたい介護施設の種類
第2弾! 〈通所遍〉



デイケアとデイサービスのサービス・人員体制を比較すると

● サービス内容 ●

デイケア

- 栄養改善
- 専門的な器具を用いたリハビリ
- 専門家による運動機能の向上
- 口腔機能向上などのリハビリ



デイサービス

- 食事
- 排泄介助
- 入浴介助
- 機能訓練
- レクリエーション



● 人員体制 ●

デイケア

- 介護士
- リハビリ専門職
- 医師
- 看護師



デイサービス

- 機能訓練指導員
- 介護士
- 生活指導員
- 看護師



介護施設の種類

介護施設には新たな住まいとする入所・居住系、自宅での生活をつづけたまま受けられる通所系・訪問系サービスに大きく分けられます。

今回は自宅での生活を続けながら一時的な介護サービスを受けられる**通所系施設**の違いや特徴をご紹介します。

通所系施設の紹介

通所系施設には**デイサービス**(通所介護)と**デイケア**(通所リハビリテーション)があるのはご存じでしょうか?

一見聞くと同じように思いますが、2つの対象者や介護サービスの内容などが大きく異なります。

両方とも在宅生活の継続を目標とすることには変わりはありませんが、右の図のように、**デイケア**は日常生活の継続に向けた専門的なリハビリを行い、**デイサービス**は日常生活で困難となってしまった介護サービスを受けられるなどの違いがあります。

一時宿泊の介護サービス

ショートステイ(短期入所)とは、一時的に宿泊ができるサービスです。

入居型とは違い、ご利用者様の健康状態の不安や悪化、ご家族の介護負担の軽減などが理由で在宅生活を継続しながら、一時的に施設へ宿泊し状態に合わせた介護サービスを受ける事が出来ます。

状況に合わせた介護施設選び

介護施設を選ぶ際は、利用目的を明確にすることが必要です。

- ・ リハビリがしたい
- ・ 入浴がしたい
- ・ 交流の機会を持ちたい など

希望条件に合わせた施設選びを行う為、ケアマネジャーや地域包括支援センターに相談しましょう。

ショートステイを活用したい場面

介護をする人

- 家族の介護疲れ
- 冠婚葬祭
- 泊まりのシフト勤務
- 出張や旅行で外出

介護される人

- 退院直後の一時的な利用
- 入所施設が未決定である
- 特養の入居待ち
- 介護施設に慣れたい

利用目的

受けた
サービス

ケアマネに
探してもらう

実際に見学

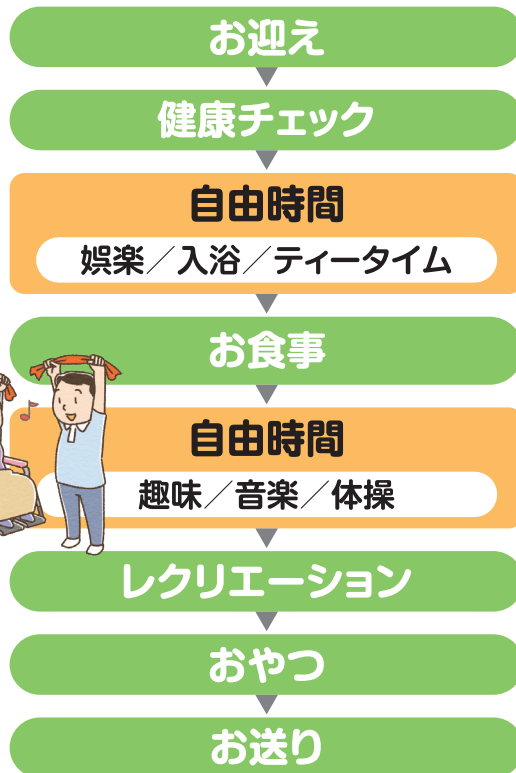
介護サービス
選びのポイント

デイサービス

- 対象者** 要支援・要介護者・事業対象者
- 特徴** 一般型、リハビリ特化型、認知症対応型、療養型などニーズに合わせた利用が可能。主なサービス内容は健康管理、入浴、食事、個別機能訓練、レクリエーション等

ここが魅力

- 施設独自の楽しめるレクリエーション
- 外出：観光、お花見、外食
- 創作活動：工作、調理
- イベント：誕生日会、季節イベント
- 専門スタッフの個別機能訓練
- ご家族の介護負担軽減やご利用者様の閉じこもりを防ぐ交流・見守りの場の提供



ショートステイ

- 対象者** 要支援・要介護者
- 特徴** 短期間の宿泊、健康管理、入浴・排泄・食事、レクリエーション、その他日常生活のサポート

ここが魅力

- 社会交流の機会、他の利用者との交流を通じて孤立を防ぐ
- 介護者の負担軽減、家族の休憩や旅行時に利用できる
- 介護サポート、専門スタッフによるケア
- 在宅介護が困難な時の一時的な受け入れ施設としての利用
- 天気に関係なく広い敷地内を散歩が出来る



ショートステイ 1泊2日のスケジュール

1日目	2日目
06:00	起床・モーニングケア
07:00	朝食
08:00	体操
09:00	施設へ到着
10:00	健康チェック
11:00	入浴
12:00	昼食
13:00	レクリエーション
14:00	おやつ
15:00	帰宅の準備
16:00	
17:00	
18:00	夕食
19:00	ナイトケア・就寝
20:00	



「デイサービス」「デイケア」「ショートステイ」「通いの場」の特徴紹介!!

デイケア

- 対象者** 要支援・要介護者
- 特徴** 身の回りの事が概ねご自身で行える方
午前・午後の部の半日利用可。
医療やリハビリに特化していて、マシンなどの器具を使用して専門的な運動が行える。

ここが魅力

- 医師が常駐されている
- 理学・作業療法士、言語聴覚士など専門スタッフが配置されている
- リハビリだけでなく交流の場として認知症予防にも繋がる



午前部	午後部
送迎	送迎
9:00 ~ バイタルチェック	13:30 ~ バイタルチェック
9:25 ~ 準備体操／前半リハビリ	13:55 ~ 準備体操／前半リハビリ
10:10 ~ 休憩	14:40 ~ おやつ・休憩
10:35 ~ 後半リハビリ／整理体操	15:00 ~ セルフケア
11:20 ~ 昼食	15:40 ~ 後半リハビリ／整理体操
12:10 ~ 送迎	16:40 ~ 送迎

通いの場

※介護申請は必要ありません

- 対象者** 参加制限なし
- 特徴** 通いの場とは、

- 介護予防に資する活動の場であること
- 住民が主体的に取り組んでいること
- 月1回以上の活動実績があるものと捉えられます。

通いの場は体操、趣味活動、文化活動など様々な方との交流や活動を通して、ご自身の介護予防につなげることができます。

ここが魅力

- 自分の好みに合わせた活動に参加出来る
- 同年代だけでなく幅広い世代との交流に繋がる
- ご自身で通いの場へ移動できない場合は移動支援事業がある



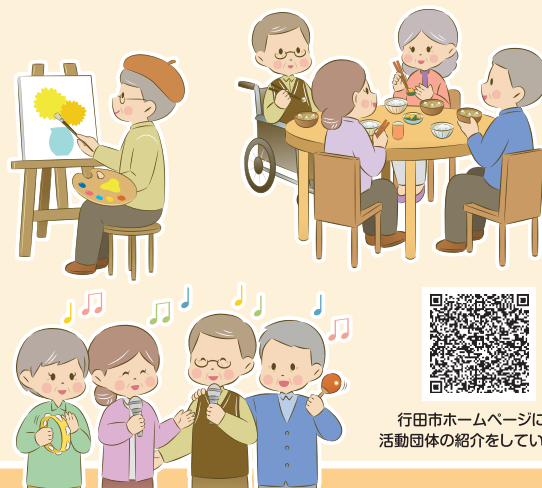


参加してみませんか？「通いの場」

通いの場とは、住民を主体とした定期的に行われる健康活動の場・機会のことをいいます。介護予防に資する活動の場として、住民が主体的に取り組んでいて、月1回以上の活動しているものと定義されており、公民館のクラブ活動やグラウンドゴルフといった活動があります。

通いの場はさまざまな方との交流や活動を通してご自身の介護予防につなげることができます。

ご興味がある方は、市役所高齢者福祉課または地域包括支援センターにお問い合わせください。



行田市ホームページにて活動団体の紹介をしています。

ご存知ですか？「100歳体操」



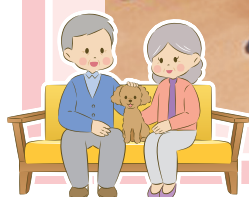
介護の原因の約半数は体を動かさない状態が続き、心身機能が低下して動けなくなる生活不活発病（廃用性症候群）とされています。

行田市ではご近所型介護予防事業のうち、おもりをういて体操を行う「100歳体操」を推進しています。

当該体操は理学療法士（リハビリ専門職）も推奨していて、安全かつ効果が実証されている運動です。

筋力・バランス能力・移動能力は、高齢になるにつれて低下しますので、少しでも体を動かし、いつまでも元気でいましょう。

参加を希望される方は、市役所高齢者福祉課または地域包括支援センターにお問い合わせください。



地域包括支援センター担当地区

北河原地区、須加地区、長野地区、
佐間地区の一部（一旭、二旭、向町、緑町自治会）にお住まいの方

地域包括支援センター **緑風苑**

〔住所〕須加1563 〔電話〕557-3611

太井地区、下忍地区、持田地区の一部（持田五丁目、持田砂原、菊野台、持田西、
三井砂原、三持田西部、前谷、棚田三丁目自治会）にお住まいの方

地域包括支援センター **壮幸会**

〔住所〕下忍1162-14 〔電話〕552-1123

太田地区、埼玉地区、佐間地区の一部
（大町、一佐間、二佐間、神明、三間自治会）にお住まいの方

地域包括支援センター **ふあみいゆ**

〔住所〕下須戸65-1 〔電話〕558-0088

忍地区、行田地区、星宮地区、持田地区の一部（菅谷、一持田北、一持田南、県営持田団地、持田長町、
二持田第一、二持田第二、二持田蔵場、三持田大宮口、三持田東部、駒形、西駒形自治会）にお住まいの方

地域包括支援センター **ほんまる**

〔住所〕本丸18-3 〔電話〕578-7761

星河地区、荒木地区、南河原地区にお住まいの方

地域包括支援センター **緑風苑第二**

〔住所〕南河原2611-2 〔電話〕501-8307

「行田人（ぎょうだびと）」は、市内医療機関、歯科医院、薬局、介護事業所、市役所窓口等で配布しております。
ご希望の方は各機関の窓口にてお申し出ください。

